

# 第 1 章 総 則

# 1 章 総 則

|       |   |       |       |     |
|-------|---|-------|-------|-----|
| 1・1 総 | 則 | ..... | -3-   |     |
| 1・1・1 | 適 | 用     | ..... | -3- |
| 1・1・2 | 補 | 則     | ..... | -3- |

# 第 1 章 総 則

## 1・1 総 則

### 1・1・1 適 用

1. 管工事仕様書（以下「仕様書」という。）、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、石狩西部広域水道企業団が発注する管工事に係る契約書及び設計図書の内容についての統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、仕様書の適用にあたっては、この仕様書によるものとし、これに定めのない事項については別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び共通仕様書により施工するものとする。
3. 本総則は、共通仕様書と重複する内容については割愛することとする。

### 1・1・2 補 則

1. 各種提出様式について  
石狩西部広域水道企業団へ提出する書類は、共通仕様書等の様式のとおりである。  
\* 「第10章 様式」を参照
2. 施工計画書（工事監督員と協議済み）は、現場着手前に工事監督員に提出すること。
3. 施工体制台帳は発注者の点検を受け、現場着手前にその写しを工事監督員に提出すること。